

岬町介護保険条例（平成12年3月22日条例第5号）

（介護保険運営協議会）

第2条 本町における介護保険事業の実施が円滑かつ適切に行われるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の組織）

第3条 協議会の委員は、14人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 医療・保健・福祉を代表する者
- (4) 公益を代表する者
- (5) その他町長が必要と認める者

（規則への委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

岬町介護保険条例施行規則（平成12年3月31日規則第10号）

（介護保険運営協議会の所轄事項）

第2条 介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、次の各号にかかげる事項について、審議するものとする。

- (1) 岬町介護保険事業計画の進行、管理に関する事項
- (2) 保険給付に関する事項
- (3) 保険料に関する事項
- (4) その他介護保険事業の運営に関する重要な事項

（委員の任命）

第3条 委員は、町長が任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は再任することができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、会長は委員の中から互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、委員の中から副会長を指名する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、協議会委員委嘱後の最初の会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、町長に通知しなければならない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、条例第3条に掲げる各号の委員1人以上を含む半数以上の委員の出席がなければ、これを開き、議決することができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、護長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、介護保険を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この規則の定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。